

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年3月13日 開会

令和7年3月13日 閉会

令和7年3月13日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 17 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教	17 番 佐 野 むつみ
18 番 内 堀 忠 雄	19 番 杉 山 弘 子	

欠席委員

13 番 遠 藤 光 浩	16 番 後 藤 文 隆
--------------	--------------

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝
4 番 渡 邊 勝 彦	6 番 村 松 慎 一	7 番 土 井 一 彦
8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一	10 番 有 賀 文 彦
11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義	13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

5 番 竹 川 篤 志

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司

議長

では会議に入る前に、本日の日程ですが、初めに総会、そして推進会議の後、2時半から退任する農業委員に対して市長からの感謝状贈呈式、最後に退任する農地利用最適化推進委員に対して私から感謝状贈呈式を予定しております。2時15分くらいまでに会議を終えたいと思いますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは、改めまして本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。現在の委員で行う最後の総会となります。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、会議に入る前に、13番 遠藤光浩委員、16番 後藤文隆委員から本日の会議に欠

席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集された富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について取下げの処理状況を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

本日配付いたしました令和7年2月12日から令和7年3月12日までの農地法の規定による申請・許可について取下願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年2月20日、農地法第3条許可申請受付番号第20号で受理しておりましたが、都合により令和7年3月12日に取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況であります。御質疑あれば質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、11番 富永政則委員、15番 荻真教委員を指名することに御異議ございませんか。

荻さん、どうした。事務局、聞いてくれるかな。チェックしなかった。

会議録署名人を15番、荻真教委員がまだ来ませんので、17番の佐野むつみ委員にお願いしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。最後のときにいろいろあります。

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、１１番 富永政則委員、１７番 佐野むつみ委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第１０号から協第３号です。

初めに、報第１０号から報第１３号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。令和７年１月２１日から令和７年２月２０日までの受理分について報告いたします。

議案の１ページを御覧ください。朗読します。

報第１０号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が３件提出されました。

続きまして、議案の２ページを御覧ください。朗読します。

報第１１号 農地法第１８条第６項の規定による届出書の受理について

農地の賃借権の合意解約がされたことの農地法第１８条第６項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、３件の届出を受理しました。

続きまして、議案の３ページから４ページを御覧ください。朗読します。

報第１２号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第３条の３第１項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、４件の届出を受理しました。

続きまして、報第１３号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第５条第１項第６号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、９件の届出が受理されました。

報告は、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第１０号から報第１３号まで報告済みといたします。

議第１１号「農地法第３条第１項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案につきましては、3条許可につきましては差し替えがございますので、本日机上に配付しております右上に「差替」と記載がある議案を御覧ください。

第1項及び別冊航空写真は、1ページを御覧ください。

議第11号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

申請地は杉田で、有限会社櫻井運輸の西に位置する農地です。

受人は杉田にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は申請地の西側に農地を所有し営農しておりますが、道路と接していないため通作に不便であることから、申請地を購入したいため申請となったものです。

受人はサツマイモ、スイカ、カボチャなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は2,681平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は下条で、妙蓮寺の北西に位置する農地です。

受人は宮町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、令和6年12月に3条許可を得て申請地の南側を取得しましたが、隣接する一体の農地である当該申請地を経営規模拡大を目的として取得したいため申請を行うものです。

受人は、水稻を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は4,240.53平方メートルで、稼働人員は5名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページから5ページを御覧ください。場所は2か所に分かれているため3ページが全体の写真、4ページと5ページが詳細となっております。

申請地は内野で、法蔵院の西及び白糸小学校の北側に位置する農地となります。

受人は内野にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は既に一部を受人が借りて営農をしておりましたが、所有者の意向もあり、所有者のほかの農地を含めて取得し営農したいため申請に及んだものです。

受人は、タマネギなど露地野菜を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は2,615平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

第4項につきましては、取下げとなりました。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第 11 号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第 11 号は、原案のとおり処理することに決定しました。

議第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。差し替えております 4 条許可決定に関する議案を御覧ください。朗読します。

議第 12 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第 1 項及び別冊航空写真 7 ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

申請地の農地 3 筆のうち 1, 056 平方メートルの上部に太陽光パネルを設置し、その下部で営農を行う営農型太陽光発電を行うに当たり、支柱部分などの太陽光発電設備を一時転用したいというものです。

申請地は、ミニストップ富士岩本店の北側、富士市との境界にあり、周辺は茶畑が広がっている農業振興地域内の農用地区域内農地、いわゆる青地に区分された農地です。

申請者は山本、貫戸、星山などでお茶やブドウなどを管理・耕作している認定農業者となります。

一時転用期間については、青地での期間は一般的に 3 年となっているところ、担い手である認定農業者が営農型太陽光発電下部の農地を利用する場合は、営農が適切に継続される蓋然性が高いことから 10 年以内まで認められることとなります。申請者は、既に営農型太陽光発電設備の下での耕作について多数の実績があり、10 年間での一時転用期間が適当であると考えられます。

申請地下部ではブドウを栽培し、同一筆内の圃場ではハウスによるイチジク栽培を行う予定となります。

申請地では F I T、いわゆる電力の固定買取制度の認定を受けており、支柱の構造は 2 メートル以上あり営農に支障なく、太陽光発電の保守点検も申請者自身が電気工事士等複数の資格を有し

ているため申請人にて実施でき、自然災害等で設備が損傷した際の保険にも既に参加しています。
万が一、被害が発生した際は、申請人が近隣に住んでおり、土地を所有、耕作、発電設備の設置管理を一貫して行っているため、自身で対応することが可能となります。

審査したところ、他に代替性のある土地はございませんでした。営農するブドウについて栽培実績があること、地域でブドウ栽培を行う農家から本事業に関して問題ないとする所見が提出されていることなどから、転用期間中も適切な営農が継続されると認められます。

また、支柱は容易に撤去が可能であり、面積も必要最小限と認められること、設備の設置や設備の撤去に必要な資力信用も認められることなどから許可相当と判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番。

19番 杉山弘子委員

第1項について説明させていただきます。

3月10日、午前9時半から申請者1名、私、後藤農業委員、土井治推進委員、事務局1名の計5名で現地調査させていただきました。

申請者が所有する農地で営農型太陽光発電設備を設置し、その下でシャインマスカットを栽培する予定です。営農型太陽光とシャインマスカットを組み合わせた成功事例がほかにもある方です。既に行っている場所も栽培が計画どおり進んでおり、生育も順調と状況報告もありますので、特に問題ありません。

事務局の説明どおり問題ないので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第12号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり処理することに決定いたします。

議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

差し替えております5条許可の議案を御覧ください。朗読します。

議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が売買により権利取得し、優良田園住宅に転用しようとするものです。申請人は現在県外に居住しておりますが、自然に囲まれ富士山を間近で見られる場所に移住したいと考え土地を探していたところ、申請地が見つかり、申請地を宅地にしようとする転用しようとするものです。

申請地の周囲は北を道路、西を宅地、東を水路、南を田に接しています。農地との間には見切りを設置し、排水について合併浄化槽を通して道路本管へ流す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。

万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

申請地は、上野出張所から500メートル以内にある第2種農地に該当します。

資金調達については借入れを予定しており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第13号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第14号「非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の11ページを御覧ください。朗読します。

議第 14 号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第 1 項及び別冊航空写真は 9 ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、特別養護老人ホーム百恵の郷の北に位置する農地です。

線引き前から申請地上に住宅等建築物が建築されており、10 年以上前から長期間宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため非農地として扱って差し支えないと判断しました。

現在、住宅敷地として使用されており、都市計画法上の許可も線引き前宅地として問題はありません。

第 2 項及び別冊航空写真は 10 ページを御覧ください。

申請地は上稲子で、航空写真で白くなっている部分が林道西沢線となりますが、林道沿い近くに位置する農地となります。

昭和 39 年月日は不詳ですが、申請者の先代が転居した際に植林し、現在に至ったものです。10 年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

7 番。

7 番 佐野強委員

ただいま審議中の第 1 項についての調査結果について報告します。

去る 3 月 6 日、申請者、事務局 2 名、私と篠原推進委員と現地にて調査を行いました。

状況としましては、事務局のとおり申請者が昭和 58 年 3 月、住居を建築するに当たり、宅地が狭いため農地を利用して建築しました。

理由としましては、農地法を理解していなく、手続をしないまま行ったものです。

都市計画線引き前の既存建物であり、今回の非農地証明に当たり住居の南、西側は道路で、北、東は農地ですが段差があり、農地には影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議長

2 番。

2 番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の議第１４号第２項について報告いたします。

３月７日金曜日、鈴木四郎推進委員と私、そして事務局２人と申請者でお会いし、お話をしました。

事務局の報告どおりに問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。事務局は遠いところまで行ったださって、本当にありがとうございました。御苦労かけました。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第１４号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第１４号は、原案のとおり処理することに決定しました。

協第３号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第３号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和７年３月１１日付け富農第１３１３号で農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

議案「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」を３枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第１項を御覧ください。

第１項から順に説明をいたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は２，７６５平方メートルになります。

第２項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は１万７，８９９平方メートルになります。

第3項を御覧ください。受入は議案書のとおりで、賃借権設定です。

飼料作物を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は18万8,857平方メートルになります。

第4項と第5項は同じ受入のため、まとめて説明をいたします。受入は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は5万3,159.42平方メートルです。

第6項を御覧ください。受入は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は6万8,824.82平方メートルになります。

第7項を御覧ください。受入は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は13万4,386.82平方メートルになります。

第8項を御覧ください。受入は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は8,003平方メートルになります。

第9項を御覧ください。受入は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

コケを栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は3万7,225.75平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。協第3号は、原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第3号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 池田主査

事務局です。別紙になっております「農地改良届出書の受理状況」のほうを御覧ください。

農地改良届出書の受理状況、令和7年1月21日から令和7年2月20日までについて説明いたします。農地改良届出書についての受理状況及び裏面の航空写真を御覧ください。

第1項及び航空写真についてですが、令和7年1月23日受付にて農地改良届出が提出されました。

届出地は、令和6年度に富士宮市が発注した道路工事により道路と接することとなりましたが、農地と道路の高低差が大きく、耕作に不便となってしまうことから、道路面まで土を盛る届出となります。工期は令和7年1月31日から令和7年5月31日までを予定しており、従前と同じくキウイを栽培します。本件につきましては、大沢川扇状地の発生土と届出地内の土を利用する計画で、市道路課と協議の上、届出が出され、市管理課とも相談済みとなっております。

続きまして、第2項及び航空写真を御覧ください。

第2項ですが、令和7年2月20日受付にて農地改良届出が提出されました。

届出地は、長年不耕作地となっており、樹木が生い茂る部分があるなど耕作が難しい現況となっていることから、改めて農業を行うに当たり整備を行うための届出となります。

工期は令和7年3月1日から令和8年2月28日までを予定しております。

本件につきましては、高さ30センチメートル未満の高さでのかさ上げとなり、県盛土対策課及び市管理課と相談済みとのことです。

土は、施工業者のヤード及び届出地近傍の土地から耕作可能な土を搬入する予定とのことです。

なお、本件では開拓地区の農業委員、農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行っております。届出人からは7月にも近傍農地の改良届出が出されており、現在も改良工事中となっているため、当該地と合わせて引き続き耕作状況等につき地元の農業委員、推進委員の皆様には御注意いただければと思います。

説明は以上となります。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

9番 近藤雅隆委員

お世話になります。開拓の近藤です。

この案件ですが、令和7年3月4日10時、地元の農業委員さん、自分、脇坂農業委員。

議長

2項のほうですね。

9番 近藤雅隆委員

はい。先ほど言われたものとおおりです。現況の畑を見てみて、耕作放棄してる状況と、それか

ら雑木、木が立っているということです。それを伐採して改良するということです。

この中で野溪が入ったりなんかしているものですから、担当の方がいらしたもので、その野溪とかを当然、現状のまま改良してくださいよということで、できれば表土をはいて埋めてくれればいいのではないかとということで、担当の方には言っておきました。

それと、現況としてこの改良する対面といいますか。そこも今、改良しているところなんですけど、高さが盛土の関係になると思うんですけど、この前、許可したやつなんですけど、道より高くなるようでは困るな。現場を見てきたりなんかしたんですけど、雨水が畑の道のほうに来たら困るよなというようなことで一応言っておきましたけど、引き続き地元の農業委員さん、推進委員さんには監視ということではありませんが、頭の中に入れといてもらって見てもらえればと思いますので、一応現状を見てきましたので報告というような形になるかもしれませんが言っておきますので、よろしくお願いします。

議長

ほかにありますか。

〔挙手なし〕

議長

ないようでしたら、報告済みとします。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、新年度、令和7年4月1日に新規の農業委員、農地利用最適化推進委員に対する委嘱状の交付式、研修会、講演会などを予定しています。

また、同月11日に議案審議に関する総会を予定しております。

以上をもちまして、令和7年3月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、農地利用最適化推進会議を引き続きやりたいと思います。よろしくお願いします。

午後1時35分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 1 番

会議録署名人

1 7 番